

福島県児童虐待事例検証報告書概要（令和2年3月） （事例1の要点）

〈事案の概要と経過〉

母は、平成29年2月24日、女兒（以下「本児」という。）を出産したが、健診において本児の体重の増え方が少ない旨を指摘されたことや、本児が睡眠中に原因不明のうなり声を上げることに悩むようになり、本児を育てていくことに不安を募らせた。

そうした中、同年3月15日午前2時頃、C村の母方実家において、母は本児のうなり声で目を覚まし、布団を被ったり耳をふさいだりして我慢していたが、同日午前3時頃、うなり声を止めるために本児を殺害することを思いつき、本児（生後19日）の鼻口部を右手で塞ぎ、窒息により死亡させた。

母は同年3月16日に殺人の疑いで逮捕、その後起訴され、平成29年12月14日に懲役2年6ヶ月の判決を受けた。

精神鑑定の結果では、母が事件当時うつ病であったとは診断できないが、事件後の状況はうつ病と診断されると指摘された。

〈今後の対応に関する提言〉

| 項目 | 提言 |
|---|---|
| ① 妊娠・出産期における支援者による保護者の養育能力等の適切なアセスメント及び必要な支援機関へのつなぎ | <p>（母子手帳取得時の専門職による適切なアセスメントの実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子手帳取得時に専門職（保健師等）による面接の実施、質問票の活用等により要支援者を漏れなく把握する。 初回面接時に担当者を明確に伝え、その後の相談につなげやすくする。 |
| | <p>（妊娠期からの支援の実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠期から専門職による支援を行うことにより、産後の支援につなげる。 本事例のように、明確なリスクのない世帯においても養育上の課題が発生する可能性を踏まえ対応する。 |
| | <p>（スクリーニングツールの活用）</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての妊婦に対して一定のスクリーニングツールを利用することがリスクを把握するために有効であることから、「育児支援チェックリスト」「エジンバラ産後うつ病自己評価票」「赤ちゃんへの気持ちシート」等を活用して節目ごとに状況を把握する。 リスクアセスメントは、養育者が養育上の悩みを自身から打ち明けられない可能性があることを前提に対応を行う。 |
| | <p>（医療機関から市町村への適切な情報提供）</p> <ul style="list-style-type: none"> 養育者の抱えるリスクが明らかになった場合は、市町村等適切な支援機関に情報提供を行った上で、各機関が連携して、育児への支援を行う体制をとる。 本事例を踏まえ、何らかのリスクが確認された場合には些細なことでも市町村に情報提供し、支援を行う体制を整える。 |
| | <p>（医療機関における組織的なアセスメント）</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機関において、医師だけでなく、看護師、助産師、保健師、事務職員等が気付いた受診者の情報を共有し、組織的なリスクアセスメントを行う体制を整える。 |
| ② 妊産婦のメンタルヘルスについての保護者、家族、支援者への広報・啓発 | <p>（妊産婦のメンタルヘルスについての家族に対する教育・啓発）</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊産婦のメンタルヘルスについて、母親だけでなく、家族（配偶者、親族等）に対しても教育・啓発を行い、母親自身が相談しづらい場合は家族が関係機関に相談し、適切な支援が行えるよう働きかけを行う。 |
| | <p>（専門職のメンタルヘルスに係る支援の資質の向上）</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村母子保健担当課、医療機関等において、本事例のように、リスクを明確に把握しにくいケースにおいても重大な結果が生じ得ることを踏まえ、産後うつ等危険信号を見落とさない視点やケースアセスメント等について学ぶことにより、更なる資質の向上を図る。 |
| ③ 養育上の困難が生じた場合の相談窓口及び利用できる支援の周知・啓発及び開拓 | <p>（相談窓口の周知）</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センター、児童相談所等の養育上の困難が生じた場合の相談窓口について、広く広報・啓発を行う。 特に子育て世代包括支援センターが、妊娠期・出産期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する機関であることを広く周知する。また、子育て世代包括支援センターが妊娠・出産・子育てに関するワンストップ機関として適切に相談に応じていくため、運営の質の向上を図る。 |
| | <p>（自宅での養育の継続が困難になった場合に活用できる資源の周知・啓発及び開拓）</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援に至らない中で養育上の困難さが重なり、自宅での養育の継続が困難になった場合に利用出来るサービスとして、産後ケア事業、乳児院によるショートステイ、一時保護、里親委託等があること及びその具体的な利用方法等について広く周知・啓発を行う。 |
| | <p>（養育者に関わる全ての者に対しての資源・サービスの広報・啓発）</p> <p>産前産後に利用出来る資源・サービスについて、主な養育者（父母等）だけでなくその家族、同僚、友人等、養育者に関わる人間を対象に広報啓発を行う。</p> |
| | <p>（SNSを利用した相談窓口の設置）</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分から相談窓口相談しづらい人に向けて、SNSを利用した相談窓口の設置に向けて検討を行う。 |
| ④ 産後の母親を支える養育環境の整備 | <p>（父親が育児休暇を取得しやすい制度の整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> 産後の母親を身体面・心理面で支えるため、父親の育児休暇の取得を促すことが必要であり、全ての父親が産後3ヶ月程度育児休暇が取得出来るような制度等を整備する。 |
| | <p>（父親が担うべき役割の周知）</p> <ul style="list-style-type: none"> 父親に対して、育児休暇を取得するメリットが、産後、身体的に万全でない中で昼夜問わず授乳等を行う母親を父親がサポートしやすくなること、父親が母親の不調等に気づき、必要なケアにつなげる対応が行いやすくなることであり、こうした役割を担うことが必要であることを周知する。 |

福島県児童虐待事例検証報告書概要（令和2年3月） （事例2の要点）

〈事案の概要と経過〉

母は、平成29年夏頃妊娠していることを自覚したものの、父親である男性とは既に破局していたこと等から妊娠を秘匿し続け、妊婦健診等の受診も行わなかった。
 平成29年10月25日午前10時、母は勤務先のトイレで男児（以下「本児」という。）を出産した後、本児を袋に入れて、袋を職場内に放置した。
 本児は同日午後1時40分頃に職員に発見され、救急搬送された。医師からは低体温症と診断されており、命に別状はなかった。
 母は同年10月30日に殺人未遂容疑で逮捕され、保護責任者遺棄致傷罪で起訴され、平成30年1月9日に懲役3年執行猶予5年の有罪判決を受けた。

〈今後の対応に関する提言〉

| 項目 | 提言 |
|--|--|
| ① 妊娠・出産、子育て支援サービス、虐待予防に資する知識に関する広報・啓発 | （妊娠・出産、虐待に関する知識の周知） <ul style="list-style-type: none"> 学校場面や、若年者向け講習会における妊娠出産に関する知識（妊婦健診の補助制度に関すること等を含む）、児童虐待に関する知識（虐待の種類、虐待になり得る行為等）を周知する。 |
| | （性に関する指導の適切な実施） <ul style="list-style-type: none"> 性に関する指導において、性に関する具体的な指導、人権教育の一環として権利の適切な主張の方法等に関する指導、妊娠・出産後の具体的な事項について学び、これを踏まえた人生設計について考える機会を与える指導等を行う。 特に父親となる男性に対しては、女性を尊重することの大切さ、性交渉の責任及び父親となる覚悟等を学ばせる指導を行う。 |
| | （養護教諭・スクールカウンセラー等による個別的な性に関する指導の実施） <ul style="list-style-type: none"> 養護教諭・スクールカウンセラー等が児童に対して個別的に性に関する指導を実施する。 また、当該職種に対して性に関する指導の必要性や指導法に関する研修を実施する。 |
| ② 予期しない妊娠についての相談窓口や利用出来る資源に関する広報・啓発 | （予期しない妊娠に関する相談窓口の広報・啓発） <ul style="list-style-type: none"> 予期しない妊娠に関する相談窓口（女性健康支援センター、各市町村母子保健担当課等）について広く広報・啓発を行う。 また、予期しない妊娠に関する相談への対応が乳幼児の死亡事例の防止のために重要な役割を持つことを踏まえ、相談者が相談しやすくなるための広報や、相談窓口において総合的な支援を行うことが出来る体制の整備を行う。 |
| | （一時保護、里親制度、特別養子縁組等の広報） <ul style="list-style-type: none"> 予期しない妊娠をし、生まれてくる子どもを自身で育てられない場合に利用出来る一時保護、里親制度、特別養子縁組制度等の資源の広報及び具体的な利用手続き等の広報を行う。 一時保護等の緊急的な対応を行う児童相談所は、全国児童相談所共通ダイヤル（「189（いちはやく）」）をダイヤルすることにより相談が可能であることから、困ったことがあれば「189」で相談が出来る旨を周知する。 |
| ③ 支援につなぐに困難な当事者に対する適切な相談支援、相談窓口等の広報・啓発 | （効果的な広報・啓発の実施） <ul style="list-style-type: none"> 広報・啓発においては対象者の身近な場所（スーパーマーケット等）での印刷物の配布等、対象者に伝わりやすいように実施する。 |
| | （経済的困窮に関する相談窓口の広報・啓発） <ul style="list-style-type: none"> 経済的困窮に関する相談窓口（生活困窮者自立支援法上の相談窓口、法律相談等）について、広く住民に広報・啓発を行う。 |
| | （相談対応における関係機関の適切な連携） <ul style="list-style-type: none"> 相談窓口においては、経済的困窮をきっかけに本事例のような児童の福祉の侵害が起こる可能性があることを踏まえ、必要に応じて児童福祉担当課、母子保健担当課と連携して対応を行う。 |
| | （効果的な相談窓口の広報・啓発） <ul style="list-style-type: none"> 適切な相談窓口の啓発のため、各生活場面ごと（「お金のことで困ったときは・・・」等）に相談先が記載された冊子を作成し、配布する。 |
| ④ 女性の権利を尊重する社会の実現 | （相談スキル獲得のための取り組み） <ul style="list-style-type: none"> 学校での教育において、児童が相談をするスキル（自分が困っている状態であることを認識すること、だれにどのように相談するべきかを知ること）を身につけられるよう指導を行う。 |
| | （性差別の是正） <ul style="list-style-type: none"> 本事例は、総じて社会における性差別の構造の影響を受けていると言えることから、以下により是正する対策が必要である。 <ol style="list-style-type: none"> ① 女性が権利の主体であること及び権利の行使の方法について啓発等を行うこと。 ② 女性の経済的自立を促進すること。 ③ リプロダクティブライツ（妊娠・出産について自身で決定する権利）に関する啓発や女性が主体的に行える避妊方法の周知を行うこと。 |

県における今後の対応

〈今後の対応〉

| |
|--|
| <p>1 妊娠・出産期における支援者の専門性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産期の支援を主として行う保健師等に対して、妊産婦の状態についてのアセスメントや支援方法についての研修を行います。 ・虐待防止の視点で連携を強めるため、身体やメンタルヘル스에配慮したケアについて、医師、助産師、保健師、児童相談所等の妊娠・出産期の支援に関わる専門職が合同で参加する研修を行い、スキルアップと相互の連携を深めます。 ・市町村要保護児童対策地域協議会担当者に対し、検証結果を踏まえ、妊娠・出産期の支援の必要性について研修を行います。 <p>○関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを守る地域ネットワーク事業 ・市町村妊娠出産包括支援推進事業 ・市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会 <p>【事例1提言①関連】</p> |
| <p>2 妊娠・出産期における支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産婦人科医療機関がスクリーニング等を活用し、支援が必要な妊産婦を把握し、妊婦連絡票を活用し、市町村の支援につなげる体制を整備します。 ・市町村の子育て世代包括支援センターの設置を推進するとともに、市町村が訪問等による全妊婦の出産前の状況を把握し、早期支援を行うため、センター機能の充実を図ります。 ・妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に、助産師による電話、訪問、来所相談、子育てサロンの開催を行います。 ・乳児のいる家庭への全戸訪問や養育支援が必要な家庭への訪問、子育て中の保護者の悩みを聴くホームスタート事業など、市町村が行う子育て支援事業を支援します。 <p>○関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦連絡票等活用事業 ・子育て世代包括支援センター機能充実事業 ・産前産後支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・家庭訪問型子ども支援事業 <p>【事例1提言①、③関連】</p> |
| <p>3 妊娠・出産期における必要な支援についての広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予期しない妊娠や産後うつ等の妊産婦のメンタルヘルスに関する知識・相談窓口に関する普及啓発のため、リーフレットや教本の内容など、効果的な方法の開発を大学等の専門機関に委託して行います。 ・作成したリーフレット等を関係機関に配布するとともに、各種研修で活用し、普及啓発を行います。 <p>○関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等における虐待防止普及啓発促進事業 <p>【事例1提言②、④、事例2提言①、②、③、④関連】</p> |
| <p>4 支援につながりにくい当事者に対する適切な相談支援、相談窓口等の広報・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・189（児童相談所虐待ダイヤル）の普及啓発を行い、広く相談窓口を周知します。 ・予期しない妊娠や性や心の問題など、女性特有の健康に関する電話相談を行います。 <p>○関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止普及啓発事業 ・女性のミカタ健康サポートコール等事業 <p>【事例2提言②、③、④関連】</p> |
| <p>5 子どもや若者に向けた普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における性に関する指導は、児童生徒の発達段階に応じ、学習指導要領に基づいて、各教科等との関連を図り、学校の教育活動全体を通して計画的・継続的に行います。 ・各学校における指導の充実を図るため、性に関する指導の必要性や県教育委員会発行の「性に関する指導の手引」の活用について、養護教諭対象の研修会等で周知します。 ・性に関する指導は、自他のいのちを大切にする心や、自尊感情を育てるとともに、望ましい人間関係を築く能力の育成など広義の概念として捉え推進を図ります。 ・人権教育については、性的指向や性自認、女性の権利等の視点を大切にしながら、地域・保護者・学校が連携して取り組むことができるよう推進地域を設けて指導の充実を図ります。 ・学校において性に関する指導を行う際には、保護者との共通理解を図るとともに、家庭・地域の理解と協力を得ながら指導を行います。 ・学校において性に関する指導を実施する場合、各学校の実情に応じて地域の関係機関や専門家等の協力を得るなど、外部講師を活用したより効果的な指導を行います。 ・集団指導では十分でない点については、個別指導において補充・深化・個別化を図るとともに、性に関する悩みを持つ児童生徒や性の問題行動等が見受けられた児童生徒、性的な被害を受けた児童生徒に対して、スクールカウンセラー等と連携を図りながら対応します。 ・子どもや若者に向けて、子どもの権利や自分の身を守る方法について教育や啓発を行います。 ・保健師等が思春期や性の問題について、地域での研修を行います。 ・性や思春期に関する相談窓口や研修のための医師や助産師等の講師のリストを作成し、子どもや若者に向けた周知や研修を行うために必要な情報を提供します。 <p>○関連事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを守ろう！見守りサポーター養成事業 ・思春期マップの作成 <p>【事例2提言①、②関連】</p> |